

# 経済建設常任委員会会議録

平成25年12月18日(水)

(開会) 10:00

(閉会) 15:35

## 案 件

1. 議案第 89号 平成25年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)
2. 議案第 90号 平成25年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)
3. 議案第 92号 平成25年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)
4. 議案第 93号 平成25年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
5. 議案第 94号 平成25年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)
6. 議案第 96号 平成25年度飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)
7. 議案第 97号 平成25年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第1号)
8. 議案第 98号 平成25年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)
9. 議案第108号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例
10. 議案第113号 土地の取得(赤坂地区調整池用地)
11. 議案第115号 土地の処分(鯉田工業団地)
12. 議案第116号 土地の処分(青葉台宅地分譲地)
13. 議案第117号 訴えの提起(和解金等請求反訴事件に対する独立当事者参加)
14. 議案第119号 市道路線の廃止
15. 議案第120号 市道路線の認定

## 報告事項

1. 飯まちプレミアム商品券の完売について (商工観光課)
2. 指定管理施設(飯塚市営駐車場)の評価について (建設総務課)
3. 工事請負契約について (契約課)
4. 工事請負変更契約について (下水道課)
5. 農道の陥没に伴う人身事故について (穂波支所経済建設課)
6. 明星寺地区採石場周辺市道に関する訴訟経過概要について (建設総務課)

## 委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「議案第89号 平成25年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

### 住宅課長

「議案第89号 平成25年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」について、ご説明いたします。補正予算書の181ページをお願いいたします。第1条において歳入歳出それぞれ941万4千円を追加し、総額をそれぞれ4622万7千円と定めるものであります。

その主な内容についてご説明いたします。184ページをお願いいたします。歳入につきましては、2款 県支出金、1目 住宅新築資金等補助金の減額61,000円は、補助対象金額の精査によるものであります。次に、3款 財産収入の増額67万8千円につきましては、基金運用益の増によるものであります。次に、4款 繰越金の増額716万4千円につきまし

ては、決算による前年度繰越金を計上いたしております。続きまして、5款 諸収入の増額163万3千円につきましては、貸付金元利収入の増を見込んだものであります。

185ページをお願いいたします。歳出では、1款 総務費の2節 給料、4節 共済費、19節 負担金補助及び交付金は担当職員の給与費等を113万6千円の増で計上しております。25節 積立金につきましては、歳入歳出の財源調整と、基金の運用に伴う積立金898万8千円を増額いたしております。続きまして、2款 公債費の23節 償還金利子及び割引料につきましては、平成25年度当初予算編成後に個人から期日前償還がありました2件について、平成24年度で起債の繰上償還を行ったため、繰上償還される前の償還額71万円を減額いたしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第89号 平成25年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第90号 平成25年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

事業管理課長

「議案第90号 平成25年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」の補足説明をいたします。補正予算書の189ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入歳出それぞれ10億9087万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を181億6017万7千円とするものでございます。今回の補正は、9月までの売上等の実績を踏まえ、執行残など関係経費の整理を行ったものでございます。

その主なものを事項別明細で説明いたします。歳出でございますが、194ページをお願いいたします。1款2項1目 事務費、7節の賃金4509万3千円の減につきましては、本場開催の配置人員数減、他レース場の場外発売日数減などを整理して、補正するものであります。

次に、195ページの13節 委託料、説明欄中段の電話投票事務委託料3822万5千円の増につきましては、当初の売上見込みより民間ポータル電話投票の売上額が多くなったため、増額計上しております。

次に、196ページ中段の説明欄、場外発売関係経費のうち場外発売経費負担金につきましては、売上実績、見込みにより整理いたしまして、関係経費の2億806万7千円を減額計上いたしております。

次に5目 勝車投票券払戻金、22節 補償、補填及び賠償金、勝車投票券払戻金につきましては、売上実績、見込みによりまして、関係経費の7億9411万9千円を減額計上いたしております。

続いて歳入でございますが、190ページをお願いいたします。1款1項1目1節の勝車投票券発売収入、補正額11億3652万6千円の減及び2款1項 受託事業収入、1目1節の場外発売業務負担金3268万9千円の減につきましては、当初の概算日程の見直し及び専用場外場の実績等の整理を行い、減額補正するものでございます。

次に5款2項1目 財団法人JK A交付金還付金、補正額6597万5千円につきましては、

赤字還付制度により平成24年度赤字還付見込額を計上いたしております。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第90号 平成25年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第92号 平成25年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

農林振興課長

「議案第92号 平成25年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」について補足説明をいたします。補正予算書の207ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額からそれぞれ344万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8571万9千円とするものでございます。

主なものを歳出から説明いたします。211ページをお願いいたします。1款1項1目の一般管理費119万6千円の増は、職員の異動に伴う人件費の増額でございます。

1款1項2目の市場管理費224万6千円の増は、主に青果市場せり場内の蛇腹式保冷庫の落雷による故障に伴う改修工事でございます。

歳入の説明をいたします。210ページをお願いいたします。1款1項1目の地方卸売市場使用料17万3千円の減は、市場使用料青果部の本年度見込みによる減額でございます。

2款1項1目の一般会計繰入金310万円の増額は財源調整をしたものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第92号 平成25年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第93号 平成25年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

建設総務課長

「議案第93号 平成25年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)」について、補足説明をいたします。

「平成25年度飯塚市一般会計・特別会計補正予算書」の215ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ210万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3530万7千円とするものでございます。

先に、歳出の主なものを説明させていただきます。219ページをお願いいたします。1款1項の駐車場事業費は、決算見込みによる職員給与費及び駐車場管理費の減額でございます。このうち、市営駐車場整備基金積立金については、歳入の駐車場使用料の減額に伴い全額減額しています。

次に、歳入の主なものを説明いたします。218ページをお願いいたします。歳入につきましては、1款1項1目の駐車場使用料の266万9千円の減額は、飯塚立体駐車場及び東町駐車場の決算見込額が減となったことによるものです。これに伴い、歳入歳出のバランスにより先ほど説明いたしました歳出の積立金を全額減額し、歳入の一般会計繰入金を46万1千円計上しています。

以上、簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第93号 平成25年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第94号 平成25年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

産学振興課長

「議案第94号 平成25年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)」について、補足説明申し上げます。補正予算書223ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7億6960万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億1725万8千円とするものでございます。

内容の主なものについては、事項別明細によりご説明させていただきます。なお、今回の補正予算については、土地売払収入等を公債費に充てるものでございますので、歳入からご説明させていただきます。226ページをお願いいたします。まず、財産運用収入の市有土地貸付料でございますが、目尾工業団地用地の一時貸付によりまして、その貸付料1件、13万4千円を追加計上し、財産売払収入の市有土地売払収入では、鯉田工業団地3区画分の売払収入といたしまして、年度末までの収入見込額9億1700万9千円を新規計上いたしました。

227ページをお願いいたします。歳出でございますが、公債費におきまして、鯉田工業団地の土地売払収入に伴います繰上償還のため、市債償還元金7億2445万1千円を追加計上させていただきます。

なお、歳入歳出調整のため、歳入において一般会計繰入金の全額1億4763万6千円を減額いたしまして、歳出では剰余財源4515万6千円を予備費に留保いたしました。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第94号 平成25年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありま

せんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第96号 平成25年度飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)」、「議案第97号 平成25年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第1号)」及び「議案第98号 平成25年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)」、以上3件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

上下水道局総務課長

「議案第96号 平成25年度飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)」につきまして、補足説明をいたします。上下水道局の補正予算書をお願いします。1ページをお願いします。第3条の収益的収入の予定額につきましては、1039万7千円増額して、総額を20億3951万3千円とするものです。

2ページをお願いします。収益的支出の予定額につきましては、1232万6千円増額して、総額を20億5320万6千円とするものです。第4条の資本的収入の予定額につきましては3974万7千円増額して、総額を10億6832万5千円とするものです。

3ページをお願いします。資本的支出の予定額につきましては、2億4855万3千円減額して、総額を19億8418万7千円とするものです。第5条の債務負担行為につきましては、水道事業計画変更認可の遅れに伴い25年度、26年度に実施します「明星寺浄水場浄水施設新設工事」の工期変更により、債務負担行為の限度額の変更を行うものです。

内容につきまして、13ページ以降の明細書により説明いたします。収益的収入の1039万7千円増につきましては、水道料金収益の増、14ページの雑収益での浄水施設落雷被害等に対する保険金収入によるものです。収益的支出の1232万6千円増につきましては、16ページの配水及び給水費の委託料で給配水管緊急修繕委託料を増額するものです。

19ページをお願いします。資本的収入の3974万7千円増につきましては、事業費の減により企業債、一般会計出資金が減額となりますが、地域の元気臨時交付金事業分として一般会計補助金が増額となるものです。20ページをお願いします。資本的支出の2億4855万3千円減のにつきましては、入札残等により改良事業費で工事請負費を、21ページの新設事業費でメーター購入費、委託料を、22ページの第8期拡張事業費で工事請負費を減額するものです。

以上で、水道事業会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、25ページをお願いします。「議案第97号 平成25年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第1号)」につきまして、補足説明をいたします。第3条の収益的収入の予定額につきましては、667万3千円減額して、総額を2851万1千円とするものです。収益的支出の予定額につきましては、155万6千円減額して、総額を3616万5千円とするものです。

26ページをお願いします。第4条の資本的収入の予定額につきましては、481万2千円全額を減するものです。資本的支出の予定額につきましては、718万3千円減額して、総額を2036万3千円とするものです。

内容につきまして、33ページ以降の明細書により説明いたします。収益的収入の667万3千円減につきましては、一般会計補助金が減となるものです。収益的支出の155万6千円減につきましては、職員の配置換えにより人件費を減とするものです。

35ページをお願いします。資本的収入の481万2千円全額減につきましては、一般会計補助金が減となるものです。資本的支出の718万3千円減につきましては、改良事業費の負担金が減となるものです。いずれも決算見込みにより減額するものであります。

以上で、産炭地域小水系用水道事業会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、37ページをお願いします。「議案第98号 平成25年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)」につきまして、補足説明をいたします。第3条の収益的収入の予定額につきましては、1986万9千円増額して、総額を13億8573万2千円とするものです。収益的支出の予定額につきましては、3412万3千円減額して、総額を13億392万4千円とするものです。

38ページをお願いします。第4条の資本的収入の予定額につきましては、1億131万5千円減額して、総額を8億4754万1千円とするものです。資本的支出の予定額につきましては、6214万2千円減額して、総額を15億9076万6千円とするものです。

内容につきまして、47ページ以降の明細書により説明いたします。収益的収入の1986万9千円増につきましては、下水道使用料収益の増が見込まれることによるものです。

48ページをお願いします。収益的支出の3412万3千円減につきましては、49ページの処理場で委託料が、51ページの支払利息、消費税及び地方消費税がそれぞれ減となるものです。

52ページをお願いします。資本的収入の1億131万5千円減につきましては、国庫補助金(社会資本整備総合交付金)が減となったことによるものです。資本的支出の6214万2千円減につきましては、施設整備費で工事請負費が減となったものです。

以上で、下水道事業会計補正予算の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。議題中、「議案第96号 平成25年度飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議題中、「議案第97号 平成25年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議題中、「議案第98号 平成25年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第108号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

住宅課長

「議案第108号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。議案書の21ページをお願いいたします。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正が行われ、平成26年1月3日から施行されることとなりましたので、飯塚市市営住宅条例の一部改正をするものでございますが、その具体的内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。

議案書の22ページをお願いいたします。まず1点目に、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する

る法律」に改正されましたので、条例中の同法の引用部分をこれに合わせるものであります。

次に、同法律内に附則として第28条の2の規定が追加されておりまして、このことから入居資格要件を現行の「配偶者からの暴力等の被害者」から「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力等の被害者」についても追加することとなりましたので、入居資格要件を改正するものであります。

なお、この条例の施行年月日は、法律の施行と同じく平成26年1月3日でございます。

以上で、説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第108号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第113号 土地の取得（赤坂地区調整池用地）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

土木建設課長

「議案第113号 土地の取得（赤坂地区調整池用地）」について、補足説明をさせていただきます。議案書の32ページをお願いいたします。土地の取得でございますが、赤坂地区調整池新設事業の用地として次の土地を取得するために、地方自治法第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、本案を提出するものでございます。

所在地は飯塚市赤坂字丸尾619番地38外24筆、地目は雑種地外となっております。取得面積は8,739.21平方メートルで、取得価格は7515万851円でございます。契約の相手方につきましては、長沼勝美氏外4名となっております。取得する土地の明細及び位置図につきましては、議案書の33ページ、34ページに掲載しております。なお、土地の買い上げ単価は不動産鑑定評価を参考にし、決定しております。

本事業は浸水対策事業であり、飯塚市防災浸水対策基本計画に基づき実施するもので、平成25年度に用地の取得を行い、平成26年度に工事を実施し、調整容量9,575トンの調整池を新設する予定でございます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

坂平委員

いま説明受けましてね、これは土地評価鑑定士から鑑定をしてもらった価格で購入したと説明ありましたよね。この分についてどこからどこまでが、位置図が次の54ページにありますけど、この中でどこが誰の土地かというのが全然わからんとですよね。この価格は全部一定ですか、平米当たりの単価は。

土木建設課長

まず地権者が5名いらっしゃいます。その中で共有名義が1カ所というか、1ブロックございます。全体を4ブロックとして評価をさせていただいております。それに伴いまして、取得価格は差がございます。地権者の分につきましては4ブロック化した中で、その4ブロックの中では取得価格はそれぞれ違います。

坂平委員

あなたが言う4ブロックというのは、どういうふうに4ブロックに分けとうわけ。説明される内容がわからんとよね、図面の中だけじゃあ。

土木建設課長

申しわけございません。地権者が5名いらっしゃいます。その中で共有されている方がいらっしゃいますが、全体を4つの地権者と考えた中で単価を決定させていただきました。

坂平委員

だから、あなた言いよるやないね。その図面がね、1つでポンと出てるわけよ。あなたが言われる4ブロックというのは、どういうふうな4ブロックで分けていますかと、私がお尋ねしよるわけよ。地権者が5名おろうと6名おろうといいわけよ。あなたが4ブロックに分けたという位置的なものを言いよるわけよ。というのが、これは図面だけで見ると全部同じような地目の中で、全て雑種地なんですよ。これ地目がそれぞれ違うんであれば単価もそれぞれ違うと思うけど、これ単価がそれぞれ違うでしょう。それをお尋ねしよるわけ。

土木建設課長

申しわけございません。資料提出をさせていただいておりませんので、言葉ではなかなか言い表しにくいと思いますが、今回この用地を地権者ごとに色分けいたしました結果です。この用地の中で東西南北に線を引くような形になります。地権者ごとの色分けした中でです。そうした中で土地の評価をさせていただきましたので、資料の提出をさせていただければわかりやすいかと思うんですが。今回ちょっと資料を提出させていただいておりませんので、なかなかご説明しにくいと思いますが、道路側と道路に面してない奥側との単価の開きが出てきております。

委員長

資料がありますようならば、資料の提出ができますか。

土木建設課長

資料の提出をさせていただきます。早急に提出させていただきます。

委員長

お諮りいたします。ただいま要求している資料につきましては、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、資料の要求を行うことに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 10:38

( 資料配付 )

再開 10:54

委員会を再開いたします。

土木建設課長

お配りいたしました資料をお願いいたします。資料で、今回取得いたします用地の色づけをしております。この色づけにつきましては、地権者ごとの色づけとなっております。茶色、緑色に関しましては、左側に市道が通っております関係上、それにより単価を決定しております。それから、その右側の紫色、黄色につきましては、市道から離れているというところでの評価が出ております。そういうことによって単価の開きが出てきております。

坂平委員

次回からこういう資料をですね、出されるときにはこういう質問をされた後に出すんじゃないくて、初めからこういうふうに資料があるんであれば添付しとってください。そしたら、説明される意味も理解できますんでね。よろしく願いしときます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( ほかになし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第113号 土地の取得(赤坂地区調整池用地)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第115号 土地の処分(鯉田工業団地)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

企業誘致推進課長

議案第115号 土地の処分について、補足説明をいたします。議案書の38ページをお願いいたします。今回、取得申請がありましたジャパンパイル株式会社は、コンクリート杭の製造、施工に加え、鋼管杭並びに場所打ち杭による基礎工事全般を手がける、わが国唯一の総合基礎建設会社であります。このたび、九州地区のコンクリート杭の需要に対応するため、新たな工業用地が必要となったことから、鯉田工業団地第3区画、約63,000平方メートルの取得を希望されたところでございます。40ページに図面をつけております。第3区画は最も大きな区画でございます。

担当課といたしましては、税収の確保、市民の雇用の場の確保、地場産業の活性化といった観点から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、鯉田工業団地第3区画をジャパンパイル株式会社に売却したいと考えております。

分譲面積は63148.6平方メートル、分譲単価は平地で平米当たり8,100円、法地で平米当たり810円。売買価格は4億7896万8390円でございます。

ジャパンパイル株式会社は東証一部上場の企業でございまして、本社は東京都中央区日本橋浜町2丁目1番1号、設立は2005年でございます。資本金は33億7000万円、従業員数は連結で745名、代表者は黒瀬 晃氏でございます。

なお、社屋等の建設に当たりましては、できる限り地元業者を活用いただきますよう、お願いをしております。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第115号 土地の処分(鯉田工業団地)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第116号 土地の処分(青葉台宅地分譲地)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

住宅課長

「議案第116号 土地の処分(青葉台)」についてご説明いたします。議案書の41ページをお願いいたします。提案理由につきましては、宅地分譲地として販売しておりました青葉台を一括にて払い下げるものでございます。

内容につきましては、所在地 飯塚市赤坂字扇764番43外46筆、地目 宅地、処分面積 14,650.52平方メートル、処分価格 1億1100万円。契約の相手方は、飯塚市仁保232番地7 高栄土地開発株式会社 代表取締役 縄手鈴枝氏になります。

公募とその結果についてご説明いたします。平成25年9月9日から9月30日まで市有地売却の一般競争入札の公募を行い、10月15日の入札において、売却予定価格1億1100万円の予定価格において、1者にて入札を行っております。

なお、実施要領に基づき、仮契約期限の平成25年10月29日の期限前の平成25年10月22日付で、不動産売買仮契約を締結しております。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第116号 土地の処分(青葉台宅地分譲地)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第117号 訴えの提起(和解金等請求反訴事件に対する独立当事者参加)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

上下水道局総務課長

「議案第117号 訴えの提起(和解金等請求反訴事件に対する独立当事者参加)」につきまして、説明いたします。議案書の45ページをお願いします。この案件は、平成22年10月22日に上下水道局発注の下水道工事(相田第一汚水幹線管渠布設(1工区)の工事)中に業者が水道管を破損させたことに起因するものです。この事故により泥混じりの水が送水され、「特別養護老人ホームくぬぎ苑」の給湯設備エコキュートが故障し、泥水の洗浄、部品の交換等を行ったものの、お湯が出ないなどの状態が続いたため、施設側は翌23年4月に新品への取り替えを行ったものです。業者側は従業員の過失について認めるものの、「新品交換は必要なかった。混入物の除去、洗浄、殺菌、部品の交換等で十分であった。」と主張し、賠償額は修理費用相当額のみであるとの調停を申し立てましたが、この調停は不成立となっております。

このため、業者側は翌24年1月に裁判に訴えたところ、施設側は、新品に交換することについては業者側の了承の上で取り替えを行ったこと、また新品への交換以外に方法はなかったことを主張し、取替代金の支払いを求め、裁判が続いているものです。

施設側は、裁判で「業者側が新品への交換を承諾していなかった。」とされた場合には、市が「業者側は新品に交換することを承諾している。」と伝えたから、新品に交換したわけであるから、市に損害賠償の責任があることになるとして、市に対して訴訟告知されたものです。

市としましては、損害賠償の責任はないことを主張し、確認するため、当事者として裁判に参加するもので、地方公営企業法、飯塚市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の規定に基づき、訴えの提起について議会の議決を求めるものです。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第117号 訴えの提起(和解金等請求反

訴事件に対する独立当事者参加)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第119号 市道路線の廃止」及び「議案第120号 市道路線の認定」、以上2件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

建設総務課長

「議案第119号 市道路線の廃止」、「議案第120号 市道路線の認定」について、補足説明をさせていただきます。議案書49ページをお願いいたします。市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第1項の規定に基づき廃止するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるため提出するものでございます。

今回廃止する路線は、1路線、延長413mでございます。路線明細の左端に記載しております一連番号1番の路線の一部が楽市・平恒・穂波東小中学校統合事業予定地を横断することから、学校敷地の確保及び学校敷地内に市道が存在することによる交通事故等の危険性をなくす必要性により上程するものです。なお、路線箇所は50ページに記載しております。

続きまして、議案書51ページをお願いいたします。市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるため提出するものでございます。

今回認定する路線は、12路線、延長1,230mでございます。路線明細の左端に記載しております一連番号1番及び2番の路線が、寄附採納に伴う路線認定を行うものです。路線箇所は、52、53ページに記載しております。

一連番号3番の路線が目尾・幸袋小中学校進入道路新設事業に伴う路線認定を行うものです。

また、一連番号4番の路線が黒岩・堤田線道路新設事業に伴う路線認定を行うものです。一連番号3番及び4番につきまして道路は完成しておりませんが、用地買収に伴う税務署との税控除協議を行う際に、道路予定区域内である証明が必要となるため、先行認定を行うものです。路線箇所は、54、55ページに記載しております。

一連番号5番から10番の路線は開発に伴う路線認定を行うものです。路線箇所は、56、57ページに記載しております。

一連番号11番及び12番の路線は議案第119号の路線廃止で上程しております、楽市・平恒・穂波東小中学校統合事業に係らない区域について路線認定を行うものです。路線箇所は、58ページに記載しております。

以上、簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

坂平委員

路線番号の33528、1回廃止してまた市道認定をされようではないか。これはどのような形態になるんですか。これは碓川を渡って、橋があって、入ってきて、これから通り抜けは。

建設総務課長

いま質問者言われます所のちょうど切れた部分になりますが、この部分が今回小学校統廃合の体育館予定地にかかるということで、その部分について始点、起点が変わることから、一度廃止をいたしまして

( 「裏口になるのか」という声あり )

裏口になります。碓川の上にかかっている橋の所でございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( ほかになし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。議題中、「議案第119号 市道路線の廃止」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議題中、「議案第120号 市道路線の認定」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

賛辞休憩いたします。

休憩 11:10

再開 11:20

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。執行部から、案件に記載の件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯まちプレミアム商品券の完売について」、報告を求めます。

商工観光課長

「飯まちプレミアム商品券の完売について」、ご報告いたします。プレミアム商品券につきましては、地域経済の活性化を図る目的で、飯塚商工会議所及び飯塚市商工会と連携して10%のプレミアムが付いた商品券を平成25年9月2日から一斉に発売しました。おかげさまで、10月10日をもって20,000冊全てが完売したところでございます。

このプレミアム商品券の取扱店につきましては、市内総数で309店舗となっております。地区別では、飯塚地区が220店舗、穂波地区が43店舗、筑穂地区が15店舗、庄内地区が19店舗、潁田地区が12店舗となっております。また、12月9日現在の換金率は、82.4%となっております。

なお、プレミアム商品券は、有効期間が来年の1月末日までとなっております。そのため、期限内での利用の促進について、市のホームページ等で周知を図っているところでございます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「指定管理施設(飯塚市営駐車場)の評価について」、報告を求めます。

建設総務課長

当課が所管しております飯塚市営駐車場(立体・本町・東町)の指定管理施設の評価について、報告いたします。

別紙資料をお願いいたします。これは、指定管理者である公益社団法人シルバー人材センターの平成24年度の業務実績に対する外部評価を飯塚市指定管理者評価委員会に諮問し、その評価結果が平成25年12月5日に答申された際の業務評価表でございます。

評価結果は、全ての項目において「協定等の内容どおり業務を履行しており、適正である」、

総合評価も「適正」となっており、今後も最上の評価となるよう努力していただきたいという意見をいただいております。

この評価結果につきましては、当該指定管理者に通知するとともに、今後も市民サービス等の向上に努めるよう指導を行ってまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

契約課長

工事請負契約の締結状況について、お手元に配付いたしております資料によりご報告いたします。

今回、報告をいたします2件の工事は機械器具設置工事及び土木一式工事でございます。

入札執行状況につきましては、業者選考委員会において、「大将陣公園遊具設置工事」につきましては市外機械器具設置工事の業者である要件を、「熊添川流域調整池新設工事」につきましては市内土木一式工事の等級に格付けされている要件をそれぞれ決定し、条件付き一般競争入札を執行いたしました。

各工事の入札結果でございますが、資料1ページをお願いします。大将陣公園遊具設置工事につきましては、3者による入札を執行いたしました。その結果、落札額7549万5000円、落札率98.40%で「㈱ハウツ」が落札しております。

次に、資料2ページをお願いします。熊添川流域調整池新設工事につきましては、12者による入札を執行いたしました。その結果、落札額4648万6650円、落札率84.99%で「㈱クボイ」が落札しております。

なお、本工事につきましては、最低制限価格による2者以上の同額応札がありましたことから、くじ引きにて落札者を決定いたしております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

下水道課長

工事請負変更契約の報告をいたします。お手元に配付しております工事請負変更契約方向所と記載しております資料をお願いします。目尾第三污水幹線管渠布設工事でございますが、原契約金額に268万9050円を減額しまして、変更契約金額を6360万6900円とするものです。

その主な理由は、当初設計では管渠を推進工法で施工するように計画していましたが、掘削の結果、一部において固い地盤となり、通常の推進工法が不可能になりました。このため、一部別途工事により開削で施工することとし、減額変更するものです。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

古本委員

委員長、よろしいでしょうか。質問する項目がありませんので、ここでお聞きいたしたいと

思います。聞き及ぶところによりますと、先日、土木工事の入札がありまして、100%入札があったと聞き及んでおります。その概要をお知らせいただけますか。

契約課長

12月3日に土木一式工事、件名は大谷池貯水施設改良工事の入札におきまして、入札参加者が4者ございましたが、2者が辞退をされまして応札者が2者となり、その2者がいずれも予定価格と同額の4286万6000円で入札するという事態が発生しております。この入札を受けまして、飯塚市談合情報等マニュアルに基づきまして、ただちに入札を保留いたしまして、各業者のほうから事情の聴取を行いまして、公正入札調査委員会の開催を経て、談合の事実は認められなかったことから入札を再開いたしまして、くじ引きにて落札者を決定いたしております。

古本委員

本年の9月に小中一貫校頼田校プール建設において、やはり参加者全者が予定価格と同額の100%入札を行いました。このときは入札を中止されております。前回と今回の違いはどこにあるんでしょう、何でしょう。お尋ねをいたします。

契約課長

9月に行われました小中一貫校頼田校のプール建設工事におきましては、3者が予定価格で応札したわけでございますので、入札を保留いたしまして事情聴取を行っております。その事情聴取におきまして、3者全者とも落札の意思がなく辞退の意思表示のつもりで入札した、今からでも辞退をしたいという旨の主張がありましたことから、この内容を受けまして再度、公正入札調査委員会で協議いたしまして、入札の中止を決定いたしました。

今回の12月の案件につきましては、事情聴取を行いました結果、積算のうえ利益は見込めないが施工する意思はあると両者とも主張されたため、談合等の不正なことがないと認められないということから入札を続行しまして、落札者を決定いたしました。

古本委員

あなた方もわかっておられると思いますが、景気が特段よくなったわけではありません。いま建設業界のほうでは震災復興事業の影響もありまして、職人が集まらない、資材は高騰する、資材については円安の影響も大きいものがございます。そのような中で、業界では現在受注している物件の施工にも苦慮されているのが実態だと、私は考えます。プールの建築が3者、今回の土木工事が2者と、いずれも入札参加者が非常に少ないのは、このような原因が大きいと思われる。こんな状況ならば、公正な競争性が確保できるとは、私は思いません。つまり、業者のみならず発注するほうにも、執行部にもこのような事態を発生させた責任があると、私は思います。そこで、発注に至るまでの執行部の意思決定について、どのような経過をたどったのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

契約課長

工事の発注案件につきましては、設計金額が2500万円以上につきましては業者選考委員会に諮りまして、公告の時期、それから内容等、発注の概要について決定いたしております。

古本委員

情勢といいますが、事態は変わっているのに、なのにあなた方はこれまで同じことをそんなに変えることなく、入札、発注をされておるわけでございます。業者のほうからは入札に参加をしないし、参加をしても辞退をしたり、100%の入札においてはくじで当たっても全者辞退をするとまで言われました。あなた方の考えといいますが、あなた方は業者が業界の窮状を訴えていると、私は察しられたから、プールの工事では業者にペナルティをかけなかったんじゃないかなと、そういうふうに理解をしておりました。ですが、その後もあなた方は事態をとらえて反省なり、その後に生かそうと考えられていない。私が疑問に感じるところでございます。業者選考委員会、ここで発注を決定しているとのことでございますが、この委員会の委員

構成を聞かせていただきたいと思います。また、あわせて今回の土木工事発注はどのような状況で発注を決定したのか、お尋ねをいたします。

契約課長

業者選考委員会の構成でございますが、委員長は副市長、副委員長は総務部長、委員につきましては都市建設部長、都市建設部次長、農業土木課長、土木管理課長、土木建設課長、建築課長、都市計画課長、上水道課長、下水道課長、契約課長、以上12名でございます。なお、本案件の発注に関しましては、業者選考委員会の開催時点での応札見込みで、これは手持ち工事がない参加可能な業者数のことでございますが、9者でございますが、委員会の決定を経た上で発注しております。

古本委員

参加見込業者が9者であったが、手を挙げたのは4者。そして2者が辞退して、結局2者での入札になったとのことでございますが、昨今の建設業界の実態を考えたときに、ただ書面で参加見込みがあるからこれは大丈夫だと、そう結論づけるのはあまりにも安直といえますか危険だと、私は思います。業者選考委員会の判断が100%入札をさせているといっても、私は過言ではないと、そう思います。当事者たる業者は、この入札結果により社会的パッシングを受けることも予測されます。ある意味、業者にとっては打撃を受ける場合もあるわけですが、地元業者の保護・育成を掲げている本市としては、これは失態だと、私は思います。発注する側の姿勢、委員長であられます副市長のさらなる慎重かつ繊細な判断が必要になっていいると思っておりますが、その辺のところはいかがでしょうか。

総務部長

委員ご指摘のとおり、建設業界を取り巻く環境は、日々激変いたしておりますことは十分認識をいたしております。本年度、前半でありましたなら9者の応札見込みがあればほぼ全者が入札に参加していただいておりますし、十分な競争性が確保されていたと思っております。しかしながら、今回のような状況を見ますと、発注する際には参加業者数見込みや案件の内容等をさらに精査する必要があると考えております。今後は委員会機能を活性化させまして、適正な発注業務が執行されますよう努めてまいりたいというふうに考えております。

古本委員

そういうことですね、業者選考委員会の慎重審議を強く要望いたします。

次に、このような入札参加者全者が予定価格で応札するなどの、いわゆる不自然な入札について今後の対応等、そういうものを協議する機関はどこでしょうか。また、その機関の委員構成もお尋ねをいたします。

契約課長

不自然な入札についての今後の対応等を協議する機関と申しますのは、入札制度検討委員会の中で協議させていただきまして決定しております。委員の構成につきましては、先ほど申しました業者選考委員会の構成と同じ12名の構成となっております。

古本委員

私は、選考委員会やこの検討委員会は、設置はしてありますけれども、実際に機能しているのかと考えさせられます。なぜなら、一度また二度ならず、何度でも同じことが起こっております。大変失礼ですが、私は工事の積算をされた金額からただひたすら歩引きを繰り返す、業者がいなければ参加をしていただくようお願いに行けばいい。まさか、こんな委員会運営はされてないと思いますが、危惧を感じております。こちら副市長が委員長をされておられるみたいでございますが、本市では今後も、そして来年度以降も多くの公共工事が予定されております。今回のような100%入札に対する対応を早急に検討、協議すべきと思いますが、いかがでしょうか。

総務部長

他の自治体で入札の不調、不落が続出していると聞き及んでおりましたが、本市でもその危険性が日々増していると感じております。資材の高騰、重機等の確保等の困難から急激なコスト高が懸念され、建設業界も非常に厳しい状況であると考えております。このような状況の中、執行部といたしましては業者の方々の利益確保、そして競争性の確保を実施できますような入札制度の確立を早急に行うべく、議会の皆様にもご協議いただきながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

古本委員

今回のような100%入札、こういうものは委員長、副市長の決断、つまり十分な業者数が確保できるまで入札を延期するなど、事態を未然に防ぐ方法は、私はあったのではないかと思います。業界の実態把握に努め、慎重かつ迅速に妥当な意思決定を行っていただきまして、発注者、受注者にとって公平公正な事業が実施されていくよう努めていただきたいと、こう思います。この辺のところはいかがでしょうか。

総務部長

委員ご指摘のとおり、さらなる業界の実態把握に努めまして、公平公正な発注を執行していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

坂平委員

関連でちょっと質問をさせていただきますが、前回、今回、予定価格、最高額で応札をされていますよね。前回はそういう形で応札をされた。これは最低制限価格と、満額といいますか、最高額を公表されておるわけですね。今回は言うように、談合等の情報に基づいて事情聴取をして抽選を実施した。前回は応札をしたのに、業者が皆さん辞退をしたいというような意見が出たから、辞退を認めたと。契約入札条項、契約条項の中に、応札をしてその後に辞退ということになったときに、ペナルティというのはいないんですか。そのあたり、ちょっとお聞かせください。

契約課長

落札をした業者の方が基本的に辞退するということは、ペナルティを科せられるかと思いません、通常は。かけられます。

坂平委員

応札をするということは、仕事をとる意思があるわけですね。仕事をとる意思がなければ応札はしなくて、辞退と。指名競争入札で指名を受けても初めから辞退だというふうに、通常は考えるわけですね。応札をして、価格を、応札をしているのに、その後に辞退と、それに対しては契約を締結したのち辞退ということ以外は、応札をしても辞退をしてもペナルティは何もないということですか、飯塚市の条例の中に。

契約課長

いま委員が言われます前回の件ですけれども、落札を決定する前に入札を保留させていただきまして、事情聴取を行ったうえ、総合的に考えて全者が辞退の意思表示を、予定価格という札の中に入れられましたことから、前回は総合的に考えまして、うちのほうから、飯塚市の発注者のほうから入札を中止するという形をさせていただきましたので、ペナルティを与えておりませんが、通常は落札した業者が辞退をすれば、これはペナルティ、札を入れた業者がですね。その場合はペナルティを科すこととなります。

坂平委員

いま私が質問していることとご答弁いただきよることは、まったくマッチしないと思うんです。私が言ってるのは、応札をして予定価格内のその価格なのに、何でその辞退ということに認めて、ペナルティに値しなかったのかと。なぜかということ、その後に同じ仕事で辞退された業者さんが参加してるわけですね、それに。そして、そのときには予定価格の満額よりも若干下げて応札をされていると。だからその前の段階で、応札をされた段階で、仕事に参加する、

仕事がほしいという意思表示はされてるんですよね、その3者は。そしてその後、あなたたちが事情聴取をしたらその仕事は辞退しますということで言われたから、その仕事は、一応入札は無効にしましたと。それ自体がおかしいんじゃないですか。公平公正にあなた方は現説をして、入札開場して、その結果、皆さん同額であったから事情聴取をした後に、皆さんが仕事の意思がないということで言われたから、入札は無効にしましたと。私が聞いているのは、無効にする前に応札をして、その後に仕事をする意思がありませんということに対しての、応札をした以上はもう辞退できないんですよね。応札を、1回入札を、札を入れて開札すれば、そうじゃないですか。だから、そのあたりが、ペナルティがあるんですか、ないんですかということを知りたいです。

契約課長

先ほどの繰り返しになるかと思いますが、事情聴取の結果、発注者からの中止ということにいたしましたので、前回についてはペナルティは科しておりません。

坂平委員

だからね、私が聞いているのは、応札をした後に辞退ということになった場合は、ペナルティというものはないんですか。そこを知りたいです。

契約課長

通常、応札をした場合について辞退されましたらペナルティは科されると思います。科されません。

坂平委員

じゃあ、何でペナルティを科さないんですか。その後と同じ仕事で穎田小中一貫校のプールの事業を出されましたよね。それにまた、そのときには指名競争入札じゃなくて、指名をしたんじゃないかと公募ですよ。公募で参加されたんですよ。だからその前の段階で、満額でその3者が応札をして、その後事情聴取をしたら皆さん辞退したいと。応札をして入札自体は成立したわけですね、1回、入札までは。であれば、その後辞退をするのであれば、ペナルティは当然そういう条項になっているでしょう、飯塚市は。それをなぜ科さなかったんですか。そのあたりを知りたいです。それとその事情聴取をしたときに、その後に入札無効にしようという話は指名選考委員会の中でされたんですか。どなたが入っていたんですか。

契約課長

まず決定いたしましたのは、公正入札調査委員会の中で事情聴取をした結果、この入札は中止にするという決定をさせていただいております。メンバーは、委員長は総務部長、あと以下は先ほど申しました業者選考委員会の委員のほとんどが委員でございます。

坂平委員

だから、そこで協議をされてね、この入札は無効にしよう。その無効にしようという根拠がわからんわけですね。入札を実施して、それは成立しとるわけですよ。価格を予定価格よりもオーバーして応札しとるわけではないんだから。あなた方は入札を受け付けて、開票したんでしょう。封筒を切って、中を全部見られたんでしょう。もうその段階で成立でしょう、入札は。違うんですか。

総務部長

小中一貫校穎田校のプール建設工事につきましては、先ほどから担当課長がご答弁いたしておりますが、3者全員が予定価格で応札されまして、その段階で皆さん予定価格100%でございました。そこで一旦保留をいたしまして、先ほど言いました公正入札調査委員会を開催いたしております。その前に、3者ですね、個別に事情をお聞きいたしております。その中で3者全社が落札の意思がなくて、辞退のつもりで入札したということで、それをもってですね、公正入札調査委員会を開催いたしております。ここで3者ともそういうご意見だったということをお聞きした中で、委員会の中で検討いたしました結果、市としてこの入札は中止というこ

とで決定をさせていただきましたので、業者に対してペナルティは科してはおりません。

坂平委員

じゃあ、飯塚市は法律、条例、これに基づいて行政を進めていないということですか。業者さんの民意の意見を聞いて、これは意思がないけど入札をして、入札が成立しているのに全者が辞退と言われたから、その入札を無効にしましたというような説明ですよ、あなた。そうでしょう。それ自体がおかしいでしょう。法律、条例に基づいて、行政というのは進めていってるんじゃないんですか。だから、入札は成立してるんですよ、入札は。そして、談合等の情報とかそういうものがあったり、いろいろその行政が管理監督する上で少しおかしいなという意識があれば、その各者呼んで事情聴取をされると思うんですよ。そして、それが無いということになれば、入札はもう成立してるんだから、当然抽選をするかしないかでしょう。そして、その段階で業者さんが応札はしましたけど初めから辞退するつもりでしたと。入札参加して価格を入れて、入札した以上は辞退できないでしょう。しかも、その公募ですよ、これは。自分が参加したいということで、自主的に参加してくるんですよ。指名競争入札ならまだしも、指名されたからわからないで入れたということならね、そういうことも若干見直すこともあるかもしれませんが、自分から自主的に参加したいと言って、公募してきて。だから、そういう扱いそのものがおかしいんじゃないですか。今あなたの話を聞いている以上は、業者さんが、民意がそういう意思があったから、それを勘案して入札を無効にしましたと。おかしいでしょう、それは。その後にもた公募でしたときに参加してるんですよ。そして、予定価格いっぱいまで入れずに若干下げて参加されている。公募しても、それは前回辞退しているからダメですよというのが普通じゃないんですか。そのあたりどうですか、あなた。無効にしたこと自体が正しい選択だったのか、間違った選択だったのか。そこのところ、はっきりしてください。

総務部長

この件につきましてはですね、昨年度も100%入札があったときに談合等のマニュアルを改正させていただいております。今回のケースもですね、今までなかったような例でございましたので、公正入札調査委員会の中ではいろいろ協議はいたしました。いま委員がご指摘の件もですね、当然私も考えております。そういう中で今後はですね、委員の皆さん方のご意見等も参考にさせていただきながら、この制度の見直しあたりも含めて、できるだけ早期に検討してまいりたいというふうには考えております。

坂平委員

私どもの意見をその取り入れて検討するとかうんぬんじゃなくて、基本的に入札の基準というのはあるんでしょう。ペナルティ基準もあるわけでしょう。ないんですか、いま現在。そのあたりちょっとご答弁ください。

総務部長

ペナルティの基準はございます。

坂平委員

今のような例のときには、ペナルティの基準はどういうふうになっていますか。応札をした後に事情聴取をして辞退したいということになったときには、ペナルティの基準はあるんですか、ないんですか。

契約課長

契約を、落札者を決定いたしまして、契約を契約者、契約予定者となった場合の辞退につきましては、当然ペナルティの対象になります。

坂平委員

じゃあ、今の、前回あったようなケースでは、ペナルティの対象とはならないということですね。

契約課長

前回の場合につきましては、落札者を決定する前でございまして、市としての契約、入札の中止を決定しておりますので、ペナルティはなかったと考えております。

坂平委員

ということは、ペナルティということは、市がその入札の中途において、応札をさせた後に、この入札は中止しますということは可能なんですね。開札までした後に。どちらですか。

契約課長

今回のような例は少ないかと思いますが、可能だと考えております。

坂平委員

それはおかしいでしょう。じゃあ、業者に対して余分な仕事をさせて応札までさせた後に、今回の入札は無効ですと。何の事情もないわけでしょう、何の事情も。談合情報もなければ、何もないんでしょう。違います。しかも、この価格というのは、行政、執行部が価格公表をしてるんですよ、最低制限価格と最高額、予定価格を。その枠内であれば、事情聴取はした後に抽選を、同額の金額入っておれば抽選をさせるのが通常じゃないんですか。だから、そのあたりをよく理解できるように説明してください。

委員長

暫時休憩します。

休憩 12:04

再開 13:02

委員会を再開いたします。

暫時休憩します。

休憩 13:02

再開 13:17

委員長

委員会を再開いたします。

執行部に答弁を求めます。

総務部長

先ほどと答弁が同じような答弁になるかと思いますが、潁田校のプール建設工事におきましては、3者100%で応札されましたので、談合情報等対応マニュアルに沿いまして保留をいたしまして、3者個別に事情聴取をいたしました。その中で3者全員が、全者が落札の意思はなく辞退のつもりで入札したということで確認をいたしましたので、市としましては中止ということで決定をさせていただきました。先ほどから他の自治体で入札の不調、また不落が続出している中で、また建築業界が、建設業界も非常に厳しい状況という中で、こういう事態になるということを想定しなかったことに対しましては、深く反省をいたしております。今後は先ほど古本委員からもご意見等いただいておりますので、入札制度自体につきましても見直しの検討を早急に行っていきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

坂平委員

私が聞いているのはそういうことじゃないでしょう。あなたがいま答弁しよるようなことは、だから、それを中止したのちの話はどうなんですか、じゃあ。今まで厚生委員会があっただけで、指名選考委員会の長である副市長がお見えでありますんで、そのあたりはご答弁いただけますか。

副市長

詳しい報告は受けておりませんが、いま言われました中止した後のことはどうなっているか、おそらくそういう業者に対して、一旦応札したのであれば何らかのペナルティといいま

すか、そういう分が必要じゃないかなというふうなご意見があっただけというふうな報告を受けておりますけども、同じようなご意見は2、3、他の委員さんからも伺っております。ただ、うちがいま持っております入札制度の中でペナルティを科す場合には、やはり事前に、もちろんこういうことをまったく想定していませんでしたので、いま持っている入札制度のいろんな諸々の運用の中では、ペナルティができないということで、先ほど総務部長が答弁しましたように、今後、入札制度を所管していただいております総務委員会の中で、その辺を含めてきちっとやはり何らかの改正が必要であろうというふうな我々も思っておりますので、新年度に向けて、そして早目に決めて事業者の方に、今後こういうふうになれば、今のペナルティ、あるいは指名停止の基準というのはおそらく事業者の方、大方知っておりますので、やはりその点を十分周知して、新年度からそういうものに向けて改正をして、努力をしていきたいというふうに思っております。

坂平委員

いや、そうじゃなくて、私がお尋ねしよるのは、一度応札をしたのに、民意の意見が全者辞退をしたいと。開札までした後にですね。そして、それを認められた。そして、その後に同じ事業で公募をされましたね、公募を。公募をされたときに、その辞退を、満額で入れて仕事は辞退したいと言われた業者さんが、公募でまた参加されているわけですよ。その参加されたときには、指名選考委員会の中でこういう者が参加されておるが、参加を認めるかどうか、これは審議されましたか。

副市長

その件、まだあったか、そういう業者についても入札に参加させないというふうな話はしておりません。

坂平委員

いや、参加させないという話はしてませんじゃなくて、2回目に同じ事業を公募を出しましたよね。公募した後に業者さんが公募してきた。公募した業者さんについては、4者か5者、上がったんじゃないですかね。それは公募を要件に満たしたということで、選考委員会の中ではこういう者が公募してきているけど、この業者は全部要件をクリアしてあるんで、応札させていいかどうか。というのが、先ほどから私申しますように、前回入札をして応札をしたのちに、開札までしようわけですね。そして事情聴取をしたところ、全者3者とも辞退をしたいと。抽選はしたくないということで、それを認められて入札は無効扱いをされたわけですね、執行部が。そしてその後どのくらいだったですかね。10日か、1カ月ぐらいの後かな、私もはっきり記憶にありませんけど、その後同じ事業を内容を少し変更しただけで、同じ事業を出された。そのときに辞退をされた業者さんが、また公募をされてこられた。そのときにあなた方は公募されてきた業者さんの業者名も全部わかるわけですよ。前回応札をして辞退を、仕事はできませんということで断られた業者がまた公募をされてきた。これに対して、内部で協議はしなかったんですか。そこを聞きよるわけですよ、私は。

副市長

入札制度というのは、例えば通常の手続で言いますと、こういう事業を今度入札しますと。入札はここで公示して、いつ入札をやって、これに、例えば1等級であれば、1等級の業者さんが例えば20者おられますと。20者おる中でいま手持ちを持っているのが仮に10者であれば、残り10者で入札をしたいということだけで、具体的に応募があって、これがいいかどうかということはやりません。見込みであれば数が一定の、そして今度のケースに関して言いますと3者で確かに100%で、総合的に判断して市のほうで中止をした。そして改めてもう一度不落等が続いておりますので、内容等一部見直しをした方がいいんじゃないかということで改めてやりました。やって応募があったときに、じゃあ、今お尋ねのように、前回も含めて、数が少しふえて応札とか、この業者でいいかどうかという審査はしてありません。そういう

経過は踏んでおりません。

坂平委員

あなた方、執行部はお一人お一人が答弁が全く違いますね。いま副市長は、前回の応札をして満額であったから、この事業については無効にしたと。その中で抜けていることがあるでしょう。先ほどまで契約課、総務部長が答弁されよったことは、業者さん1者、1者にお聞きするところによれば、基本的に仕事はしたくないと。応札も落札するつもりがないで入札参加しましたと。そして、落札と言われても自分は辞退するつもりでしたというような説明があったんですね。ところが、あなたがいま説明しようとは全然違うでしょう。だから私が言っているのは、そういうことまで言われた業者が次の仕事の公募に飯塚市が発注するその仕事に対して公募をかけたところ参加してきたわけです。当然参加してきた業者さんが全部わかりますよね、あなた方は。どういう業者が参加してきていると。審査もしますよね。例えば、公募条件に全部クリアされているかどうかとか、資格があるかどうかとか。そうすれば当然、前回同じ事業で、仕事を落札をしても辞退をするつもりで入れましたと言われた業者が公募してきているのに、それを何でまた参加させたのか。そこがおかしいでしょう。あなたたちはそれをチェックする責務があると思うんですよ。じゃあ、参加させる前にその者呼んで、前回は事情聴取をしたときに、こういう、こういう、こういうことで辞退をされたでしょうと。じゃあ、何で今回、また公募されたんですかと、当然それを聞く責務があるんじゃないですか。どうですか、そのあたりは。

副市長

一度中止をやって、いま途中説明省きましたけど、事務局が言うとおりで中止したわけですが、改めて発注する場合に、中身を少し先ほど言われたように見直してやったものですから、それに対してまた新たにその入札があるであろうと、どういう形で、どういうどの程度で応募があるかわかりません。それと数も今度は手持ち事業者さんもなくなって、終わって少し数もふえれば、より競争性なり公平性なりが保たれるであろうということで、中身を少し確か見直したと思いますので、それに対して前と全く変えてなければ、そういう問題、ご指摘の点はあるかと思いますが、多少中身を工事の内容を精査すべきではないかということも、内部でも検討いたしました。それに対してどういう応募があるのかなというふうな形で、入札をしてやったということでございます。だから、後は入札の現場でそれが、私はどの程度応募があったか、あと結果だけしか聞いておりませんけども、前回よりもその数がふえてあったという報告は聞きました。

坂平委員

報告だけしか聞いてないというようなね、答弁自体がおかしいと思うんです。というのは、角度を変えて聞きますけど、前回3者が満額で、予定価格で3者入れました。その後設計変更されて、ふえた部分、内容の変更、これはいくらですか。

委員長

答弁できますか。

暫時休憩いたします。

休 憩 13:31

再 開 13:31

委員会を再開いたします。

総務部長

最初にいたした金額につきまして、予定価格で8211万7千円でございます。それが追加工事等で8817万2千円ということで、約600万円程度予定価格が上がっております。

坂平委員

少し掘り下げて質問させていただきますが、その変更した内容、このあたりはどんなふうに

なっていますか。前回と追加、出し直した入札を控えたときの内容等がどのあたりが変わっているんですか。資料等があれば、明細なり、あれば出してほしいんですけどね。ない。

委員長

答弁できるでしょう。

建築課長

内容の見直しと言いますよりも、実質行われましたのは、追加工事という形で物置とか、そういうものの追加をさせていただいております。

坂平委員

じゃあ、600万円程度の追加工事、物置等々を追加しましたと。じゃあ、前回8211万7千円が予定価格。それに対して600万円程度のその追加工事。これに対して応札した金額は予定価格よりも20万円ほど低い価格で応札されとるわけでしょう。いま私が先ほどから質問している者については。前は予定価格どおりで価格が合わないか何かで辞退しますと言うた者が、600万円の追加に対して、逆に今度は20万円ほど下げて参加してきて入札をしている。何か意図とするものがあるんですか、ここは。副市長。

副市長

いまお聞きの際は、私もどういう意味なのか、そこまで細かく前回の業者がどうでどうだということは、私は承知しておりません、そこまで。

坂平委員

指名選考委員会のトップである、あなたが、副市長がそこまで把握してませんということ自体がおかしいでしょう、その答弁は。前回入札を無効にしたときには、あなたかかわったわけでしょう、あなたは。どっちですか。

副市長

その件につきましては、担当部署が答弁したと思いますが、いろんな諸々1者ずつ呼んで談合情報がないのか、談合ではなかったのかとか、いろんなことを聞いて中止をしたということは私も承知しております。その後、最終的に追加工事も含めて600万円ほどふやしました。そして落札したのは、思ったより安かったなど。結果だけしか聞いておりませんから、各々前回、入札金額が何ぼで、あそこは何ぼ、何ぼと比較までは、私は承知をしておりません。

坂平委員

副市長は知らないということですので、契約課のほうに聞きますが、入札の結果表、これは私も会派の控え室にも全部綴られてありますよね、後に。副市長のほうには報告は行かないんですか、それは。それともう1点、その前に公募をしたときに、公募した者がどういう者が公募してきてますよということも報告はしないんですか。

契約課長

公募をした申込者、それから入札結果というのは、金額に応じまして決裁を受けてはおりません。

坂平委員

決裁を受ける際に、一覧表でどの者がいくら、どの者がいくらと、入札結果表、落札した業者だけのみ明記するんじゃないかと、一覧表というのを出されるんじゃないんですか。決裁をもらうときには。どうですか。

契約課長

入札結果の表というのは、決裁の中に添付させていただいております。落札一覧表の中にどの業者がいくらで応札したかという金額は入っております。

坂平委員

じゃあ、副市長、あなたね、報告は受けてませんと、先ほど言われましたよね。決裁を出すときは、これ報告じゃないんですか。

副市長

私は、こんな言い方が正しいかわかりませんが、前回たくさん応募があります。それを1者、1者、A者が何ぼ、B者が何ぼ、C者が何ぼということまでは、大変申しわけありませんが、そこまでは把握しておりません。ただ、この金額に対してどこの業者がとったということだけは絶えず見てますけども、それ以外のたくさんあったときに、どこが何ぼ、どこが何ぼ、どこが何ぼというような形は添付はあっても、結果だけをかなり重視して、数が多いので、そこまで一つ一つの事業に対して、全てに対しては、把握はしておりません。

坂平委員

あなたの答弁おかしいでしょう、それは。この1枚の用紙に、1枚か2枚かわかりませんけどね、これにそれぞれその業者名が、しかも穎田小中一貫校のプールの事業については、確か私もいただきましたけれども、おそらく4者か、3者だったろうと思います。そして応札された者は2者、価格が入っているのは。後は辞退というふうに私は一度見ましたんで記憶がございいます。あなたがどんだけ忙しかっても、それは見れば当然わかることじゃないですか。しかも、その前に同じ事業で入札を無効にして再度やり直した事業ですよ。それをどの者がいくらだったかとかいうことは覚えてません。それは数字をきちんと正確には覚えてないでしょう。そのあたり、あなたの答弁は理解できる答弁じゃないと思いますよ。それとも、それ以上その答弁はしにくいわけですか。

副市長

答弁がしにくいということは一切ありませんが、私は基本的に、今いろんなたくさん事業がある中で、どこの事業が何ぼとして、どの事業者さんがとったということは正直言って、結果だけであまり関心がありません。どこが取った、どこが取らない、どこがあったということ。ただ、この事業が無事に落札したとか、何ぼで終わったとかいうことには、大変興味を持ってますし、意外と入札率が高かったとか、いや最低価格でいったなというような形はありますけども、A者、B者、C者とかいう個々の事業者名については、さほど正直言って関心がありません。ただ、今ご指摘のとおり、今回問題になって1回100%になってやり直したということに対して、いま言われるとおりであれば、もう少し注意を払って見とくべきじゃなかったかという点に対しては、言われれば、いま思えばそうかと思えますけども、普通、中身についての個々の事業の落札の事業者名、業者名ということは基本的にあまり私は、ただ、金額では何ぼで、どの事業に対して何ぼで落ちたと、落札は何ぼであったということに基本的には集中して見ておりますので、どこが取った、あそこが取った、ここはどうだという細かいその事業者名までは、通常から見ておりません、ただ、繰り返しになりますけども、今回こういうご指摘のあっている問題になって、市のほうで不調に、中止した分については、その結果についてもう少しきちっと把握を、いま思えば把握をしておくべきだったかなということは思います。

坂平委員

じゃあ、角度を変えて質問の仕方を変えますが、前回一度こういうことが建築工事でありましたよね。3者入札をされて、予定価格で全者入れられたと。その中、そのときにはそのまま抽選をされて業者を決定したと。その後、行政のほうでどういうふうな条例もしくは条件をつくられたか、我々委員会のほうには報告はまったくあっておりません。そして、その後、今回の小中一貫校、穎田のこれで3者がまた同じように予定価格いっぱいに入れられたと。それを中止した理由が3者とも聞けば、3者とも辞退をしたいということだったから辞退をさせましたと。何で入札制度が1回、1回、1回、1回変わるんですか。そして、今回は予定価格で2者入札をされた。これは事情聴取をした後に抽選をさせたと。その1回目、3者が予定価格で入れられたときに、何もそういう防止要件ですか、そういうものをつくってそのときはなかったんですか。その後はつくられたんですか。そのあたりちょっと教えてください。

副市長

第1回目の100%の入札のときには談合情報が事前にあるときは、一旦そこで事業所さんから情報を聞きますけども、100%入札のときのものは想定なかったものですから、そのときは、第1回目は確かそのまま言われるとおり抽選でやったと思います。ただ、それを受けて100%でやるのはおかしいじゃないかという大変なご批判をいただきました。そういうことで、内部で、100%のときは談合情報があるんじゃないか、談合情報がなくても100%で入札があったときは各事業者さんから事情を聞こうという形に改めたと思います。そういう形で今回やったところ、細かいことはわかりませんが、非常に既製品を買ってきておかなければいかんから、なかなか事業者さんでやるには経営努力するところがなかなか難しいというふうなこともいろいろありまして、まあ中身を見直す、そして追加工事という形でやりました。今回、今ご指摘の100%の分については、事業者さんから談合情報等もなくても一応事情を聞くというと、今回辞退じゃなくて、そのまま当然くじ引きでもいいというふうな、確か担当課の報告によりますと、事業者さんに事情を聞くとそれでも受けたいという意思表示をされたので、そのまま入札を実行してくじ引きで決まったというふうに、私は報告を受けております。

坂平委員

2番目のね、談合情報、潁田小中一貫校のプールの事業、これについても談合情報はなかったわけですね。なかったけど、業者さんの事情聴取をしたところ皆さん辞退をしたいと。そしてたら、法律とか条例とかそういうことを無視して、民意の意思を尊重して飯塚市の行政は行われていくんですね。そういう認識でよろしいですか。

副市長

談合情報はありませんでした。ただ、前回の100%でそのままやって、ご批判いただいたので、やはりこれは何で100%で入れたのかという事情をお聞きしました。その中で基本的には入札ですから、理論上100%入札も当然これはありうると、私は思っております、理論的にはですね。ただ、前回100%、100%で行くと、しかし、ご存じのとおり、ここ何カ月かで大変建築資材、労務費から資材からいろいろ上がっております。他市の状況も公共事業でかなり入札不落、不調というのは続いておりましたので、やったらその事情聴取をしたら、非常に受けるつもりは、そういうことを含めて、事務方が各者さんと呼んで事情を聞いたら総合的に判断したら、このまま行ってもなかなか難しいだろうという判断のもとで中止をしたということでございます。

坂平委員

だから1回目の、何度も同じこと聞きますけど、お話がかみ合いませんのでお尋ねしますが、1回目の予定価格で3者が入札されて抽選をさせて業者決定しましたよね。その後に規則とか、そういうものはつくられたんですか。今後、予定価格で全者したときには、どういうふうに対応するというようなマニュアルとか規則とか、そういうものはつくられたんですか、どうですか。

契約課長

一番最初の3者で100%になった直後、総務委員会のほうで談合情報等マニュアル、談合情報がなくても不自然な入札が行われた場合については、事情聴取等を行うということを改めております。以前までは、談合情報がなければ応札者のほうに事情聴取とかいうのを聞くことはありませんでしたが、3者による100%がありまして、談合情報がなくても不自然な入札が行われたと思われるような場合については事情聴取ができるというふうに、談合情報等対応マニュアルを改めております。

坂平委員

じゃあ、いま言われるマニュアルは、その事情聴取ができるということまでのマニュアルですね。どちらですか。

契約課長

それまで談合情報がなければできなかつたものを、不自然な入札と判断できるような、そういう不自然な入札が起きた場合について対応できるというマニュアルに改めております。

坂平委員

あなたね、不正な入札というふうに決めつけて発言しちゃいかんよ。これは最低制限価格と予定価格をあなた方が公表しとるわけでしょう。違うんですか。だから、予定価格というのは入れておかしくないわけでしょう。最初からそういうふうな不正というような認識が行政の皆さん、持たれてあるんですか。それは業者さんに対して、ものすごくね、失言だと私は思いますよ。そして、いま言うマニュアルはその事情聴取ができるというところまでのマニュアルですか。その後は。

総務部長

談合情報等対応マニュアルにつきましては、昨年100%の入札がありまして、総務委員会の方で協議いただきまして見直しを行ったところでございますが、先ほどの不正な入札が行われた場合じゃなくて、不自然な入札が行われた場合ということで、100%の入札があって、こういう形の言葉で表現をさせていただいておりますが、このマニュアルにつきましては、その対応全般について記載をいたしております。

坂平委員

その内容はどういうふうになってますか。ちょっと読み上げていただけますか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 13:50

再開 14:05

委員会を再開いたします。

答弁を求めます。

契約課長

いまお手元のほうに新旧対照表がいつてあるかと思いますが、基本的に今回の改正の場合については、先ほども答弁させていただきましたように、これまで談合情報があったもののみに想定しておりましたマニュアルをこれまで入札の中で、応札の中で、例のない応札状況や不自然な入札があったような場合について、調査委員会にこれまで公正入札調査委員会に諮っていなかったものを調査委員会で協議を行い、また関係機関等に情報の提供等を行うというものが大体の概要でございます。以上、簡単でございますが、説明を終わります。

坂平委員

同じことの繰り返しになりますんで、約2時間ほどこの質問ですつと繰り返しゃつとるわけですが、このマニュアルはいつでき上がったんですか、これは。

契約課長

これは改正いたしましたのは、昨年、平成24年11月の6日でございます。

坂平委員

そしたら以前、何ですか、不正じゃなく、どこか書いておったな、不自然な入札ということで、以前100%ですか、予定価格、これがあつた後につくられたんですか。

契約課長

一番最初に、100%の入札があつた時期は平成24年の7月30日だったと。7月30日でございます。

坂平委員

これは副市長も入られて、このマニュアルは、内容は把握されてあるんですね。

契約課長

もともと公正入札調査委員会にかけまして、そして、あつ公正入札調査委員会に諮りまして、

入札制度の中で進めております。

坂平委員

いや、私が聞きよるのは、先ほどから副市長の答弁の中に、いや私は報告を受けたり、決裁を、資料を持ってきたときに、印鑑を押しよるだけで、中身についてはそう見てないということと言われたから、いま確認しよるんですが、このマニュアルができたことは、委員会で作られた後に決裁をもらっとるわけですね。

副市長

100%の、先ほど言いましたように、1回あって、このままではいけないということで、このマニュアルを改正したということについては十分承知しております。

坂平委員

このマニュアルをざっと見る中において、先ほど不自然な入札、これがあつたときにはということで、明確に入札を中止するとかそういうことは別に入っていないようにあるんですね。先ほどから同じことを繰り返すようですが、それでこの話をいつまでしても一緒のことと思えますし、市長も大概疲れた顔をされてありますんで、副市長のほうはこういう指名選考委員会の長である立場の中で、今回行ったことについて陳謝するつもりはございませんか。

副市長

あの、陳謝する、先ほど言いましたように、穎田のプールですか、この件について少なくとも100%の業者が次も応札して云々ということについて、応札があつたその経過について私が、中身についてはどこが落札したか、事業者名については知らないというふうに申し上げましたけど、その点については今思えばということで、きちっと把握をしておくべきだったということについて、私は申し上げたつもりではございますけども、ただ今後についても、もちろんいろいろ想定外のことを、想定外じゃ済まないということもあるかもわかりませんが、きちっとできるだけ公平公正な入札制度をやっていく上でも、次回、新年度に向けては、また総務委員会の中で各委員さんのご意見を伺いながら、よりよいものに改めていきたいというふうには思っております。

委員長

委員の皆様をお願いします。議事進行のために、この問題はこの辺でとどめていただいて、次に移らせていただきたいと思いますと思っておりますけど、よろしいですか。

坂平委員

副市長、あなた先ほどから私ずっと質問しておるけど、基本的にね、どなたが聞いてもね、今までしてこられた形、入札について、全くおかしいんですね。それに、あなたは気がついてるはずなんです。それを弁明ばっかし、答弁じゃなくて弁明ですよ。弁明をされることだけを考えられて、こう答弁されよるから話がかみ合わんわけです。私の質問の趣旨はあなた十分に理解されとるし、中身もわかっていると思いますよ。だから、あなたが陳謝するつもりがなければ陳謝しなくて結構です。だからきょうは、いま議事進行のためということですので、きょうのところはこれでこの件は終わるときですが、次回また機会があれば、またさせていただきますきたいと思います。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( ほかになし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「農道の陥没に伴う人身事故について」、報告を求めます。

穂波支所経済建設課長

農道の陥没に伴う人身事故について、報告いたします。お手元に資料を配付しておりますので、よろしく願いいたします。本事故につきましては、平成25年11月16日土曜日の午

後4時30分頃、飯塚市津原451番地2の農道で発生したものでございます。

現地を調査いたしましたところ、本農道に隣接して流れております西明星寺川の河床が洗掘されて農道の路盤部分が流出していたことにより舗装部分だけが残っていたところへ、農道の路肩を歩行していた当事者が舗装版とともに落下し、右足のすね打撲と股関節及び両肩を捻挫したものでございます。

現在、農道については通行に支障がないよう補修は完了しておりますが、当事者が通院中のため、示談に向け協議をいたしているところでございます。

この事故を受けまして、今後は道路及び河川パトロールの強化を行い、このような事故が二度と起きないように注意してまいります。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「明星寺地区採石場周辺市道に関する訴訟経過概要について」、報告を求めます。

建設総務課長

明星寺地区採石場周辺市道に関する訴訟経過について、その概要を報告します。別紙資料をお願いします。「1」は、平成25年9月17日の裁判(弁論準備)において、裁判所主導で行われていた和解による解決が困難であるとの判断がなされ、裁判所より飯塚市の今後の方針を決定するよう求められたことを記載しております。それに対し市は、「2」に記載しているとおり、争点の一つである「弁明の機会の欠如」を解消するため、弁明の機会を付与した上で改めて明星寺団地1号線の一部、資料の2枚目の図、A B間に措置命令を行う方針を、平成25年10月30日の裁判(弁論準備)で報告しました。

「3」以降は、その手続を記載しており、「3」は弁明の機会を設定する旨の通知、「4」は弁明書を受領(内容は現在訴訟となっている訴状の内容とほぼ一致しておりました。)、  
「5」は平成24年5月26日付の措置命令を解除、「6」は措置命令を改めて行ったことを順に記載しております。

「7」、「8」は、平成24年7月25日付で申請があった「特殊車両の通行認定申請」及び「飯塚市自費施工承認申請」の対応をこれまで保留しておりましたが、和解による解決が困難となったことにより、改めて市の方針を明確とするため、それぞれの申請に対し認定しない、または承認しない旨を通知したものです。

「9」は、先日、平成25年12月10日にあった裁判(弁論準備)の内容で、原告が本市の一連の措置を受けてどのように対応するか、その方針を次回裁判期日の平成26年2月5日に報告するよう求められております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

坂平委員

今の報告を聞いて、まず一番にお尋ねしたいのは、先ほどもお話ししましたが、飯塚市は法律、条例に基づいて行政を行っているのか。もしくは民意の意見を聞きながら行政を進めていくのか。そのどちらでしょうか。お尋ねします。

建設総務課長

住民の民意ということでございますので、住民の安全性、そういうものについて道路行政については考慮していくことが基本だというふうに思っております。そしてまた、それを行う上においては法律を遵守しながら、道路行政は管理等を含めまして、進めていくべきだというふ

うに認識しております。

坂平委員

いやいや、私が聞いているのはね、民意の意見を聞いて、意見を重視して行政を行うのか、それとも法律、条例、これを基本として管理を行っていくのか。そのあたりですよ。だからあなたの答弁は、両方にまたがって、両方とも意見を聴取してしますよというような答弁でありますので、そのあたりどちらを優先するんですか。

建設総務課長

基本となるものは、やはり法律を遵守してやっていくべきだというふうに考えております。

坂平委員

報告に係る措置命令、これはどのようなものなんですかね、お尋ねします。

建設総務課長

まず今回の措置命令につきましては、通行制限につきまして

( 発言する者あり )

措置命令につきましては、道路管理上におきまして、交通の法的なものについて、違反があった場合、そういうものについて制限をかけて通ってはいけないということでの法的措置でございます。

坂平委員

それでは措置命令に基づく措置の効力は、いま言われるように措置命令を出せば、装置命令を出された所については通行はできないという効力という解釈でいいんですか。

建設総務課長

いま質問者の言われるようなことだと思えます。

( 発言する者あり )

法によって規制された道路については通れないという判断をしております。

坂平委員

それでは、平成24年5月26日付で出した措置命令を12月2日付で解除するに至った原因はということですか。

建設総務課長

今回新たにA、B間、図面付けております措置命令をかけた理由といたしますが、それについてでございますが、現在うちのほうで訴訟の訴状がございますが、その中でいま言われました平成24年5月26日付の措置命令の際に、市としての行政手続におきます1つの欠如ということで、弁明の機会を...

( 発言する者あり )

平成24年5月26日付の措置命令の際に弁明の機会を与えていなかったというか、そういうところの欠如という点、それから措置命令について図面等を示してはございましたが、その不明確さ、そういう2点について、争訟の中での1つの論点といたしますが、そういうものになっていたものについて解消するために、今回改めて弁明の機会を与えて、そして措置命令をかけ直したというふうな行政としての判断でございます。

坂平委員

それでは今回措置命令を解除されてありますよね。これは直接手渡しで持って行かれたんですか。それとも郵送ですか。

建設総務課長

郵送にして通知をしております。

坂平委員

それでは、措置命令の解除を12月2日にされてあるんですよね。郵便で必着は何日ですか。

建設総務課長

翌日の3日だと思います。

坂平委員

これは2日解除したんですね。2日の日に解除したんですね。2日解除ですね。その通知が行ったのは3日ですか。

建設総務課長

申しわけございません。訂正させていただきます。郵便物については配達証明書で確認をしておりますので、原告のほうに届いた日にちは12月4日でございます。12月4日でございます。

坂平委員

解除の、措置命令の解除を出したのは2日ですよ、解除日は。どちらですか。

建設総務課長

2日付でございます。

坂平委員

そしたら、これは措置命令というのは1社に対して出されたんですね。1社に対して。であるならば、2日、12月2日、1日だけ解除というのは12月3日にはまた措置命令を出されておるんですね。4日に着いたら何にも意味はないでしょう。どういう考えでそういうふうなことが起きているんですか。

建設総務課長

今回の措置命令につきましては、先ほど言いましたように、裁判上で争点となっておりました2つの問題を解消するために、改めてA、B間に関して措置命令をかけ直すということ、弁明の機会の時点で伝えておきまして、それに基づいて市のほうで判断して、措置をとったものでございます。

坂平委員

じゃあ、解除したときには、標識を立てていますよね、標識を、飯塚市が。それは撤去されたんですか。

建設総務課長

看板については、撤去はしておりません。

坂平委員

あなた方は1社に対してね、企業1社に対してそういうふうなことを、措置命令を出し、または、そういうふうな1日だけ、12月2日解除しますよと。そしてその通知が4日に郵便で届くと。というのは、12月3日付で措置命令は、行政手続法、行政手続条例の適用はこれ受けるんですか。

建設総務課長

すみません、もう一度お願いします。

坂平委員

措置命令は、12月3日付の措置命令は行政手続法、行政手続条例の適用を受けるんですか。

建設総務課長

適用を受けます。

坂平委員

この措置命令に対する不利益処分にかかわる処分基準は定めていますか。

建設総務課長

今回の措置命令に関しては、60日以内に異議申立等の何らかの手続ということをいただくような文面をつけて、送付しております。

坂平委員

いやいや、答えが違うでしょうが、私が聞きよることと。それは異議申し立てでしょう、あ

なたが言われているのは。私が言っているのは、この措置命令に対する不利益処分にかかわる処分基準に定めているのかと。というのが、「第72条 道路管理者は、第24条又は第32条第1項若しくは第3項の規定による承認又は許可を受けた者が前条第2項第2号又は第3号の規定による処分によって通常受けるべき損失を補償しなければならない。」というふうにあるわけですよ。あなた方は措置命令を出す以上において、こういう不利益にかかわる処分基準、これをきちんと理解されてしているのかということをお尋ねしよるわけです。

建設総務課長

処分の基準については、処分基準を定めまして、これを公にしておくように努めなければならないというふうになっております。処分基準を定め、かつ、これを公にしておくように努めなければならないというふうなことが書かれております。

( 発言する者あり )

処分の基準については、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくように努めなければならないというふうに書いてあります。

坂平委員

私が言いよるのは、監督処分に伴う損失の補償、これをいま言いよるわけですよ、これは第72条にあるわけですよ、道路管理者に対して。それはご存じですか。

建設総務課長

監督処分に伴う損失の補償等ということで、第72条について今ご質問だというふうに思っています。これについては通常そういうふうな処分によって、通常受けるべき損失を補償しなければならないというふうなことが明記されております。

坂平委員

その損失補償はされてあるんですか。

建設総務課長

損失補償についてはしておりません。

坂平委員

そしたら、ここにちゃんとその72条であるんですが、なぜしてないんですか。

建設総務課長

現在、今回新たにこの措置命令をかけ直したことについては、裁判所のほうにも報告をしております。そういう中で今後、今ご指摘の分についても行政としての違法性が今あるというふうなことでのご質問かというふうに思うんですが、その辺の落ち度というのものもあるかということのご指摘かなと思いますが、それについては今から裁判の中で判断をしていただくということになるかと思えます。

坂平委員

それでは、この措置命令に対する聴聞、弁明手続は行ってないから、今回措置命令を1回解除したと言われてありますよね。なら落ち度が認められたから、またその解除をしてされたんですね。それはどちらですか。落ち度は、行政の手法が手続上も今までやってきたことに対して、弁明の機会も与えず、異議申し立ての分に対しても全て却下だと。異議申し立て、委員会にもかけずにもう却下というような形の中で今まで行政がされてこられたことに対して、落ち度があったということは認められるわけですね。

建設総務課長

先ほども説明しましたように、平成24年の5月の26日にかけてした措置命令の際において、弁明の機会を与えてなかったということについての欠如、それから位置といたしますが、図面等の不備というようなことがありまして、それを明確にするために、その2つについて今回それを解消するために、市としては改めてこういうふうな措置をとらせていただいたことでございます。

坂平委員

だから、落ち度があったということは認めるわけですね。そのあたりだけ、はっきり明確に答弁してください。

建設総務課長

いま申しましたように、行政措置の手續上、不適切な手續であったということでございます。

坂平委員

それではね、平成14年に車道外側線を引いた際、この道路を通行する、これ本来なら特殊車両とは言わないんですよ。あなた方はご存じかどうか知らんけど、大型ダンプですよ。特殊車両という表現は基本的に2.45かな、2.49か、この車幅の分は特殊車両とは表現しません。それはちょっと指摘しておきます。表現はそういうふうなことで表現しますが、あなた方がわかりやすく、平成14年に車道外側線を引いた際、この道路を通行する特殊車両に対して特殊車両通行の認定を出さなければならない認識はあったんですか。

都市建設部長

平成14年に白線を引きました。そのときは、認識はございませんでした。

坂平委員

じゃあ、もともとこの平成14年に車道外側線、これを引く際に、奥に事業所があるということはどうご存じだったんですか。どっちですか。

都市建設部長

存じております。

坂平委員

じゃあ、その事業所がこの大型トラック、あなた方が表現する特殊車両、ここをこういう車を使っていたということはどうご存じであったんですか。

都市建設部長

はい、存じておりました。

坂平委員

それであるならば、特殊車両があるのに外側線を引いたがために道路幅員が狭くなったというふうになるんじゃないんですか。外側線を引かなければ、この道路特殊車両認定も出す必要はないし、今まではその大型車両が通れる車幅があったわけですよ。そして、そういうものが道路であったのにもかかわらず、あなた方は外側線をそういう事業所とも協議も何もしないまま、外側線を道路管理者である飯塚市さんが引いた。そして、その道路を使用しなければいけない企業、これがその段階で通れなくなったと。しかも平成14年ですよ。その間、飯塚市は道路管理者として、どういう管理をしようとしたんですか。

都市建設部次長

道路の管理につきましては通常の道路の維持管理ということで、車両の通行という部分の管理ということは当時はしてなかったということではあるかなと思います。

( 発言する者あり )

当時の通常の道路の維持管理という部分では当然してたと思いますけども、今も現在もしておりますが、通行に関しての管理という部分では当時、平成14年以降、今回の裁判の訴状になるまでは、そういうことはしてなかったということでございます。

坂平委員

いや、それは少しおかしいんじゃないですか。道路の維持管理はしてたけど、そういう車幅とか、制限令、構造令にかかわるものについては一切管理してなかったと。飯塚市道としては認定したり廃止したり道路台帳をつくったりされてあるんですから、当然、そういうものがね、通れる道かどうかというのはあなたたちが管理する立場にあるんでしょう。管理する立場にあるから、今回制限令をかけたり、その認定を出したりされてあるんじゃないんですか。どっち

ですか。

都市建設部次長

当然、道路が狭いからということで、いま現在そういう形になっております。車幅の部分につきましては、当然、先ほど質問委員言われるように、2メートル49ということでそれが離合、2車線離合できるのであれば、要は5メートル、2車線、離合できないといけないということでございますので、そういう部分で言えば、当然管理していなければならないとは思っておりますが、現実的に今までその部分の地元からのですね、現実には幅員が狭かったというのが現実で、いま現在も広がっておりませんので、現在も狭いという中で、今までそういうふうな地元からのそういうふうな苦情と言いますか、総合的に安全とかいう部分も加味した中で、そういうふうな事案にはなっていないということでございます。

坂平委員

あなたね、答弁されようことがね、まったくちんぷんかんぷんで、質問している私自身も理解しにくいんですけどね。基本的にその外側線をね、引く前は車幅があったわけでしょう。道路幅員は。

都市建設部長

大型の2.49という場合で、5メートルですけども、車幅は白線の位置がないもんですから、あります。

( 発言する者あり )

はい、車幅はございました。

坂平委員

だから、平成14年以前は、外側線を引くまでは、道路幅員があったから大型車両は通ってよかったんですね。そしたら、そういう事業所があるということ認識しながら、なぜその事業所に、こういうふうに市道として外側線を、例えば地元、地域住民の方々の要望でこういうふうに外側線を引くが、というような話はされましたか。

都市建設部長

しておりません。

坂平委員

じゃあ、どちらに原因があるかということとははっきりわかるとるじゃないですか。それを裁判とか、いろいろあなたたちは無駄な税金を使ってされよる。この原因を起こしているのは飯塚市じゃないですか、外側線を引いたこと自体が。もし外側線を引くのであれば、そういうふうな外側線を引きますんで、道路幅員は狭くなりますんで、事業所に対して道路認定という手法がありますんで、逆に相談に行かなきゃいかんわけでしょう。それを勝手に道路管理者である飯塚市が勝手に引いてですよ、その以前から事業所があるのにもかかわらず、それを認識した上でなおかつ、外側線をね、無断で、無断というか、その事業所にも断りなく外側線を引いた。その後もあなた方はあくまでも道路幅員はありますということで、本会議場でも答弁を延々とされてきた。だから、どう思います、あなた方。もともと外側線を引かなければ、道路は、大型車両は通れるわけですよ。それを通れなくして、さもその事業所が悪いようにね、聴聞もしない。いきなり車両制限令をかける。全てあなたたちがされとることはね、車両通行制限とかいろいろありますけどね、これに基づいてやってないわけですよ。そのあたりはどういうふうに考えてあります。外側線を引いたがために道路幅員が狭くなって、大型車両が通れなくなったということに対しては。

都市建設部次長

外側線を引くときに、事業所のほうに意見を聞かなかったという部分でございます。その部分は当然しておりませんでした。ここの分につきましては、道路が歩行者を安全に通すと、通るといこともございまして、そういうふうなことで歩行者優先的な形を含めて外側線を引い

たということでございます。その部分につきましては、事業所のほうには言っていないということでございます。

( 発言する者あり )

外側線を引く際に、先ほど質問委員が言われるように、事前に事業所のほうには報告をしていなかったということでございます。

坂平委員

じゃあ、市内業者であるその事業所を廃業に追い込むためにそういうことをされたんですか。まさに今そういう状況になってあるのでしょうか。だから、歩行者優先なら歩行者優先でもいいけど、そういう事業所があるということを知った上で、外側線引いているんですよ、あなた方は。その事業所にも何の告知もせずに、違うんですか。告知をする義務があるという認識はないんですか。そのあたりはどうですか。

建設総務課長

いま質問者のご質問の内容につきましては、まずいま裁判の中でも論点の1つになっているところでございます。大型車両の通行が可能であった市道の車道外側線を引いたことによりまして、大型車両の通行ができない状態にもかかわらず、通行禁止措置命令を行ったことについては、市としての裁量権の濫用ではないかというふうな一つのいま指摘がっております、原告のほうからですね。市としましては、この大型車両の通行違反につきましては、道路法第47条第4項、先ほど説明しましたが、車両制限令第6条第2項と明らかとなり、違反が明らかになったということで、関係者が不利益を被らないように制限を受けること、措置命令をかけるまでには通知なり指示を行っておりますので、その辺で裁量権の濫用といった要素はないということで、いま市のほうとしては判断して行っております。

坂平委員

あのね、あなたの答弁はおかしいですよ、少し。私が聞いているのは、いま提訴中だからどうこうやないわけ。基本的に平成14年に外側線を引いた。そのときには事業所があるということを知った上で引いている。あなた方自体は、外側線を引いた段階でも5メートルの道路幅員はあるという認識をされてあったわけでしょうが。違うんですか。本会議でもそれしきりに主張されてあったやないですか。どっちですか、そこは。その段階で、外側線を引いた段階で5メートルの幅員があったという認識があったのか、なかったのか。そこをはっきりしてください。

都市建設部長

平成14年当時は5メートルあるというふうに思っておりました。

坂平委員

思っていましたって、現地で測られたんでしょう。本会議で質問があったときは、現地で測りましたと言われてあったじゃないですか。会議録にも残っていますよ、それは。だから、外側線を引いた段階では、道路制限令とかそういうものは全然知らなかったんですね、あなた方、道路法というのを。もう知らなかったら知らないでいい。外側線を引いた後も5メートルはあるという認識で外側線を引かれたんですね。だから、奥で道路を使用しなければいけない奥の事業所にも告知もしない、通知もしない、そのまま、そのまま外側線を引いたというのが答えじゃないんですか。どうですか。

都市建設部次長

当時10年ということで、今の現時点でおきまして、当時外側線を引いたというのはもう既に跡がまだ残っておりますので、その部分については事実でございます。その部分で5メートルの認識があったのかどうかという部分につきましては、当時我々も認識としては甘かったというのは、現実

( 発言する者あり )

現実、いま現状でですね

( 発言する者あり )

当時はあったということでございます。

坂平委員

当時はあったということは、冬場は縮まって夏は伸びるんですか。だからね、あったという認識のもとに外側線引かれたんですね。そして、あるから事業所にも告知もしない、通知もしない。そのまま通れるんだという認識があったんですね。どちらですか。

都市建設部次長

質問者の言われるとおりでございます。

坂平委員

基本的に特殊車両の認定については、道路が一定の規格の車両が安全、円滑に通行できるようにつくりされており、この規格を超える車両は道路の構造の保全または通行の危険防止の観点から支障を及ぼすおそれがある場合には、原則として通行できないこととなっている。そして、ただし道路は社会的・経済的活動を支えるもっとも重要な基礎施設のため、道路構造物の道路を通行する車両との間に調和をもたせるため、やむを得ない道路管理者が認めた場合に、車両の通行を許可する特殊車両通行許可制度があるとされているという認識はあるんですか。

建設総務課長

いま質問者が言いましたように、特殊車両の通行認定については、そういう認識はあります。

坂平委員

それでは続いて、国土交通省令は車両制限令に違反した場合の行政指導はどのようになっていますか。

建設総務課長

今ちょっと手元に資料がございません。

坂平委員

飯塚市ではどのような行政指導を行っていますか。

建設総務課長

そういうふうな措置命令をかけるというふうな事情が出た場合については、まず指導、それから通知をしまして、安全に努めていただくようにいたしております。そして、それでも違反があった場合については、措置命令をかけるというふうなこともやっております。

坂平委員

道路法第47条の3に係る行政処分等の発出基準についてとして、道路法第47条の3に係る行政処分等の基準の細部取扱いについてがあると思います。これはどのようになっていますか。

建設総務課長

第47条の3についてでございますが、車両の通行に関する措置ということでございます。これにつきましては、「条件に違反して車両を通行させている者又は道路において第47条第4項の規定による政令で定める基準をこえる車両を通行させる者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。」というふうになっております。

坂平委員

認定を取り消す場合の基準、これはどのようになっていますか。道路認定を出された後の認定を取り消す基準。質問の意味がわからなければ、特殊車両通行許可の取消の基準はどういうふうになっていますか。

建設総務課長

まず特殊車両につきまして申請を出していただくわけですが、そのときに付した条件、例え

ば誘導員の配置、そういうものを含めまして、交通誘導員、それからそういうふうな徐行することとか、いろんな条件を、その場合によって付けるわけですが、そういうものについて違反があった場合ということについて、取り消しを行うということでございます。

坂平委員

飯塚市では、そういうその条件というのは定めてないわけですか。

建設総務課長

基準としては定めておりません。

坂平委員

飯塚市の基準として定めてなければ、特殊車両通行許可の取消、これは国交省が出していると思います。国の基準を準用するのが妥当だと思うんですね。その中に1 死亡事故が発生した場合、2 重傷事故が発生した場合、3 道路の損傷にかかわる重大な事故が発生した場合、常習的な違反行為を繰り返した場合、そのような事情があった場合に違反行為というふうに明記されてあるわけですね。今回あなた方が通行認定を取り消した理由は、先ほどからあなた方が言われる違反行為を起こしたと。道路誘導員か、これを付けなかったと。じゃあ、何回付けなかったのか。

土木管理課長

手元に、特殊車両通行認定申請者の取消を行ったときの文書がございまして、違反日時が平成24年6月18日、19日。そして違反事項といたしまして、交通誘導員未配置によって認定者を通行させたこと。違反の日時は平成24年6月18日、10トン車2台を10回、24年6月19日、10トン車を1台、2回通行させたことによって取り消したものでございます。

坂平委員

2回の違反を起こしたときに、あなた方はその企業に対して聴聞なり、行政指導等々をされましたか、されてませんか。

都市建設部長

しておりません。

坂平委員

じゃあ、いきなり道路認定を出した者に対して、1回、2回、2日続けてだと思えます、今のお話だね。その2回の協定違反と言いますか、そういう条件を逸脱したということでききなり認定取り消しということは、飯塚市はほかのことに対しても全てそういうふうな措置をするんですか。

建設総務課長

確かにそういう違反している車というのは、市内あらゆる所で見られることもあろうかと思えます。今回、これについては、ここに至るまでの経緯ということで、今まで通知なり、指示なりしてきた中でのこと。それから地域住民の関係、感情があったということ。そういうことも含めまして、総合的に判断しながら社会的影響があったということと、住民生活の上において支障があったというふうなことで、本市としては判断してやっていくということですので、ほかの所についても、そういうふうな行政の立場としては、社会的影響のある所、あるいは市民生活に大きく影響を及ぼすところ、そういうものについては適宜取り組んでいかななくてはならないという認識は持っております。

坂平委員

いや、私が聞いているのは、そういう違反行為があった場合、今から先、いま現在も全て行政指導なしで、いきなりだめだと、取り消しますよという手法でいくんですね。どちらですか、それは。

建設総務課長

まず、そういう情報が入ったときにおいては、道路管理をしています土木管理等、関係するところと話しながら、まず現場を確認して、そしてまずは業者、そういう違反されている方について、まず指導するというところから始めていきたいというふうに思っております。

坂平委員

建設総務課長が、これを答えることやないと思うんよ。というのが、私は飯塚市全体の中でいろんな許可制度がありますね。これに対して、そういうことで1回の違反、約束違反、例えば、許可を取るための条件違反をしたときに、1回で即座に指導、行政指導もなく取り消すということをされるんですか、どうかということをお尋ねしよります。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:03

再開 15:11

委員会を再開いたします。

答弁を求めます。

副市長

行政全体と言えば、1回何かあったときには当然その前に別の形でいろいろ指導したりということは当然ありますし、いきなり取り消すというようなことはいたしておりません。今回につきましても、基本的には通知とか指示とか一定の、措置命令をかける前に行政手続というのは一定踏んでおります。そしてその後措置命令をかけて、しかし、車両通行認定が出ました。そのことについて行政としても、一定それを理解しまして、一定の条件を付して、これを許可すべきであるということ、地元で当時、その事業者の方もそれに見えてありましたが、説明会をやって、行政はさんざん地元から非難を受けました。それでもこれは認定をやりますという一定の条件を、この条件を守ってください、この条件を付してやりますということを説明して、喧々諤々、地元から批判浴びましたのでやって、その結果、先ほど言われた日にちはちょっと覚えておりませんが、18日、19日それを守られなかったということで、やむを得ずそれを取り消したという経過がございます。

坂平委員

今あなたが答弁されたのは、この道路認定の分だけを答えられたんですよ。だから、他の許可制度に対しての答えは。

副市長

ほかについても、いきなりということはしておりません。きちっとやはり、それなりの一定の住民の方に説明する、理解を求める、改善策があれば改善をしてくださいという指導は当然やります。

坂平委員

また先ほどの話にちょっと戻りますが、平成14年度に外側線を引く段階、そしてこの話、こういう隣接住民からいろいろなそういう話が出たとき、そのときにもあなた方は本会議場の中でも道路幅員は5メートルありますとしきりに言っていましたよね。再度立会のもとに測ったときに、道路幅員がなかったと。ないがために、この道路通行認定を出さざるを得ないという形で擁護されましたよね。擁護された後に、これは私もはっきり記憶してませんが、1週間か2週間、もしくは10日間ぐらいの道路認定、通行認定を出されましたよね。その後に期限が切れる前に、私もここまでね、お話を委員会でしたくないと思ってましたけど、いま副市長の答弁であるならばここまで言わなきゃいかなんと思うから発言をさせてもらいますが、当時野見山総務部長、それと中園都市建設部長かな、といま現在おられる才田部長、前日にこの事業所のご自宅に行かれて、翌日に、切れる翌日には許可を出しますと。ただし、住民説明会がありますんで、そこ2日ほど待ってくださいと、その通行許可認定を、というお話をされてい

ると思います。そして許可、道路通行許可認定を発行する当日、翌日の9時には発行しなされと言われていたと思います。そしてその企業の方は、8時半から市役所に来て待機をされてあったと。でも、9時になっても出ない。9時半になっても出ない。10時になっても出ない。最終的に出たのが11時と。でも企業は、前日に飯塚市の総務部長はじめ都市建設部長、才田次長が来られて翌日9時に出しますという口約束をされておる。その中で事業の計画を立てて、翌日は9時から走れるなど、道路を通れるなどという認識のもとにされとるんですよね。それが第1回目の違反と。そういう事情はご存じですか、副市長。

副市長

私も細かい日時的なその分については、ちょっと当時は記憶していたかもわかりません。今のところはそこまではっきり覚えておりませんが、基本的に質問者にご理解いただきたいのは、今その件も付して、いろいろご指摘受けているのは多々あるかと思えます。この点については、基本的にいま司法のほうに判断をお任せしておりますので、顧問弁護士のほうからいろいろ指示も受けておりますけど、担当課はわりと説明するなということではなくて、できるだけ説明できることはご質問に答えなきゃならないと思っておりますが、やはり司法の場で係争中でございますので、事業者の方はおそらくいま質問者がおっしゃっていることについてはそういう問いかけは、たぶん私は逆にあるだろうというふうにはある程度思っております。その中で、一定の顧問弁護士とも相談しながらきちとした回答を司法の場でしなきゃならないし、私はいま言いましたその細かい日時的なもの、ただ住民説明会をやって、その後には、私の記憶の中では住民説明会をやりますと、住民説明会をやって住民の方にいろいろあっても、その後には許可を出せないというところは承知しております。ただ、時間的に、日にちがどうでこうで、何時ということまでは、先ほどの件については、そこまで細かいことは今のところ正直記憶に、当時は聞いておったかもわかりませんが、そこまですべて承知しておりません。ただ、住民説明会が終わらないと許可は出せませんよと、この1点だけはきちと守って欲しいということだけは、私は指示した記憶がございます。

坂平委員

あなたね、いま提訴中だから弁護士のほうからいろいろ質問されても答えるなどというようなことを言われてますけど、ここは議会の委員会なんですね。だから提訴中であろうと何であろうと、不利益になることは答えなくてもいいけど、いろいろと答えるなどかというのは余分なことですよ。いや、だからあなた方が依頼しとるわけでしょう、弁護士に。あなた方の意思のもとに弁護士さんが動いてるわけでしょう。以前もこの話はしたことありますけど、弁護士の意思で飯塚市が動いているわけじゃないでしょう。そのあたりだけははっきりさせとってください。どっちですか。

副市長

当然、あの行政の意思ですようになってますから、それは何も弁護士の、ただお願いした中でいろんな相手さんの弁護士とのやりとりの中で、それはお任せしておりますので

( 発言する者あり )

それは当然、行政主体でございます。

坂平委員

じゃあ才田次長にお尋ねしますね。いや次長じゃない、いま部長ですけどね。先ほど私が言ったことは事実ありましたか、なかったですか。

都市建設部長

いま副市長が言われたように、説明会が終わってから認定は出すということは聞きまして、実際いま言われた3人で、伺ったことはあります。それで時間のことを言われてましたけど、私も詳しく覚えてませんが、9時に出すとかいう話はちょっと覚えておりませんが、確か決裁をとって行って時間がかかったというのがあります。しかし、2日間にわたって通っ

ておりますので、道路のあれを置かずにですね、通っておりますので、その私どもが遅れたというのが原因とは考えておりません。

委員長

すみません、皆さんちょっと言っておきます。私が許可してから発言をしてください。よろしいでしょうか。

坂平委員

今も部長のほうが言われましたけど、2回にわたって違反をしたと。それは2回というのは常習になるんですか。常習という判断をされておるんですね、2回が。

都市建設部長

車が通ったということはございますけど、そこまでにいろんな経過がございます。通知を出して説明会から始まりますけど、通知を出して措置命令まで指示を出し、措置命令を出すという段階をずっと踏んでいってしてから認定をその中で出してきたからですね、1回でもう認定を取り消したというふうには考えておりません。

坂平委員

これ認定を出してから初めて違反というのが出てくるんじゃないとですか。措置命令を出した段階で、その前から通行許可認定を申請せずにとずっと通りよったんですか。

都市建設部長

通行認定を出して通っていると思います。

坂平委員

そうでしょう。だからその前からいろいろとありましたと言うから、何か認定違反か、例えばそういうその許可違反か何かをずっとされとったんですか。あなたの説明では、その前からずっといろいろありましたからという表現だからね。その前にいろいろあったことが違反行為か何かされとったんですか。

都市建設部長

そこまで違反行為はございませんけども、うちのほうのいろんな手段として、通知とか指示とか措置命令という形でずっと進んできておりましたもんですから、流れがあって通行認定を出したという形になっておりますので、その中でお互いに動いてきたところがございますので、一概に1回で止めたというところではございません。

坂平委員

あのね、あなたが説明しようことは何か理解ができんわけですよ。その前にいろいろあって通行許可認定を出したから、1回だけじゃありませんと。その前にいろいろあったから1回か2回ですぐ認定を許可取り消しをしましたと。その前何があったんですか。よくそのあたりをね、違反行為が何かあったんなら私も知らないから教えていただきたいと思います。

都市建設部長

通行というのは、車両制限令違反についての通行があったということでございます。企業にですね、通知書、通行認定の通知書を一番先ず渡してます。その中で車道幅員の2分の1の車幅がとれないことを通知しております。その中で通行があったということでございます。

坂平委員

じゃあ、その段階でこの道路通れませんよということで、正式に飯塚市として道路制限令に係る道路ですよと、通行許可認定を出さなければ通ってはいけませんよということを確認したわけですね。

都市建設部長

それにも段階がございまして、次に通行の指示書というのを送っております。内容は道路法に準じた措置をとるよう指示をしております。

( 発言する者あり )

道路法に準じた措置をとるよう指示をしております。

坂平委員

その道路法に準じた措置とは、どういうことですか。

建設総務課長

今の指示につきましては、指示のほうでよろしいですか、指示書ですね。通行制限についての指示という形で、5月の7日の日付で飯塚市のほうが出しております。その内容につきましては、通行についての道路法を遵守し、平成24年5月25日までに必要な措置をとるように指示しますということで、道路法を遵守した措置が講じられない場合は、法令に基づいて措置を講じますというふうな内容の通知を原告のほうに出しております。

坂平委員

だから、その段階では通知に基づいて企業さんのほうは、その通知に基づいて手続等をされてあるんでしょう。その間ないんですか。通知をされた後、そういう手続がなかったんですか。許可認定を申請する申請書は。

建設総務課長

その通知の後にも5月の26日の措置命令という形になっております。その後、特殊車両通行認定申請書というのが措置命令をかけた後に出てきたというふうな形になっております。

坂平委員

だから、その手続がその後に出てきたということですが、その手続を指導の中でされたわけですね、行政指導の中で企業は。

都市建設部長

はい、企業はそうされております。

坂平委員

あなたがね、いま都市建設部長が言われる、その前からいろいろとありましてというところはないわけですね、ということ。どうですか。そのいろいろというのは、違反行為をしたということがあったんですか、なかったんですか。

副市長

先ほど、担当が言っているのはその通知とか指示とか言っておりますから、通知にしる指示にしる、きちっと確か文書でお渡ししていると私は記憶があるものですから、それを確認してよくそれを確認して答えたらどうかと、私はそれを言っていたんです。というのは通知、指示、措置命令と段階を踏んでやった、やったということではなくて、通知はどのような通知をしたのか、指示はどのような内容の指示をしたのかというふうにすれば、その内容がわかるんじゃないかということで、いま私がそういうことでいま言っていたんです。

坂平委員

どっちにしてもですね、これいま提訴中ということですので、深く入ってもどうしようもないことだろうと思いますが、基本的に一つだけ言っておきたいのはね、もともと平成14年、この外側線をね、奥に、何度も言いますが、奥に企業があるということを知った上でね、飯塚市が引いて、幅員が5メートルあること、あるという認識、これが測量ミスで今回のこういう問題が発生しているわけですね。じゃあ、どこに原因があったのかということの原点に戻れば、飯塚市にあるわけですよ、飯塚市に。そして、それをさも住民が、そういう近隣住民がそういうことでその大型車両が騒音、粉じん、そういったことに対して苦情等があったのに、飯塚市がその問題を公平公正に対処せずに企業だけに責任をかぶせて、いま裁判をされているんです。そのあたりをよーく考えていただいてやっていただかないとね、今から先、例えば飯塚にね、企業誘致とかいろんなことされてますよね。例えば企業が社会的、経済的に、その活動を支えるためにもね、反社会的、反経済的な行為をしているかどうか、このあたりも十分精査されたほうがいいと思いますよ。ただ、弁護士に任して裁判中ですから、裁判中ですからと

ということではなく、行政自らがどう対処しないといけないかということをもう一度原点に戻って、行政であるべきものがどうしなきゃいけないということをきちっと明確に表明されるべきだと思いますよ。そうしないと、以前から私言っている3,600から3,700路線ある道路、これも全部そういうことで住民が騒音、粉じん、そういう例えば車が1日に何十回も走る道路をどこまでが交通渋滞、交通が混乱するとか、そういうことの解釈をするかとかいう問題はたくさん出てきますよ。ただ住民が、住民の住民説明会の中で、ただ行政がじゃあ幅員がなければね、通行止めますよとかいう、たったその一言がね、この大きな問題に発展しているんですよ。もともとの原因は、あなた方がきちっとした測量をしていなかったがために、こういう問題が発生したわけでしょうが。その前からずっとその奥で企業が5社も6社も事業をしていたんですよ、この道路は。その認識もないで、ただ企業だけに責任を転換するというような手法はやるべき問題、ことじゃないと私は思いますよ。だからしっかりね、執行部のトップ、2さんもしっかりそのあたりをね、もう一度原点にも戻って、よく考えてみてください。これをいつまでも言ってもね、どうしようもないことですからね。後は調停ということですので。ただ、もう1点はA、B、C、これを道路制限令をかけた。ただ裁判を引き延ばすがために今度A、Bに替えたというようなやり方というのは基本的に間違っただけですよ。じゃあ、以前も私が言ったように、市道認定をなぜ今の段階ですするのかと、里道であるから、あなたたちが制限令をかけたこと自体が間違いなんです。どなたか答弁されましたよね。法律違反はしていませんと。法律違反しているんですよ、これは。市道認定していない道路に制限なんかかけられませんよ。それが違法行為でなければ、何でA、Bだけに今度したんですか。A、B、Cまでかけとって、そのままでもいいでしょう、解除もする必要ないでしょう。だから自分たちの間違いは間違いでね、是は是、非は非で、きちっとやっぱり行政たるものは公平公正に、執行権を乱用しちゃいかんですよ。そのあたりを十分反省して、今後の行政をやってください。これで質問終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( ほかになし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。